

東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組事例

(1)水産庁による災害復旧工事の代行について

【制度概要】

「東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律」に基づき、水産庁が、被災地方公共団体に代わって、漁港、漁港海岸の復旧事業等に係る工事を施行するものである。

【実施箇所】

漁港においては、特定第3種漁港であり、全国的な水産物の生産・流通の拠点漁港である気仙沼漁港及び石巻漁港を実施、海岸においては、施設規模や背後地への影響が大きい荒浜漁港海岸及び磯浜漁港海岸において実施している。

実施箇所	工事概要
気仙沼漁港	-6.0m岸壁:294m、-6.0m栈橋:470m、魚市場南岸壁200m
石巻漁港	-7.0m岸壁:1,204m、臨港道路:2,102m
荒浜漁港海岸	堤防(北堤防):893m、堤防(南堤防):489m、離岸堤:5基
磯浜漁港海岸	堤防:757m

平成23年度から工事を開始し、平成26年5月に気仙沼漁港、7月に荒浜漁港海岸、8月に石巻漁港が完成した。磯浜漁港海岸については、平成26年12月の完成を目指し鋭意施工を進めている。

【事例1:気仙沼漁港(宮城県)】

気仙沼漁港(特定第3種漁港)は、年間陸揚金額約199億円(H21年度)の全国有数の生産流通の拠点的漁港であったが、東日本大震災により、漁港全域で係留施設の被災や用地の沈下等が発生した。

このため、早急な本格的陸揚再開を目指し、当該漁港の最も主要な陸揚岸壁約964mについて、水産庁代行工事により、逐次供用開始しながら工事を進め、平成26年5月に完了した。



(2) 被災漁港における水産加工場用地の一体的な嵩上げ・排水対策

【制度概要】

- 被災地の沿岸部において、大地震に伴う地盤沈下が発生。
- 漁港の一部において、高潮位時に岸壁や用地等の浸水が発生し、漁港利用に支障が発生。
- 漁港機能の集約・役割分担を踏まえた復旧・復興の方針に基づき、災害復旧と連携して、漁港施設用地の嵩上げなど地盤沈下対策等を実施。

【実施箇所】 石巻漁港、気仙沼漁港、女川漁港 等

○ 取組例

(石巻漁港)

- ・ 平成23年4月に、県、市、水産加工業者等で構成される検討会(復興会議)を設置。
- ・ 周辺地権者の同意が得られたところから順次、嵩上げ工事を実施中。
- ・ 地盤の嵩上げ工事は、平成26年度末に完了。

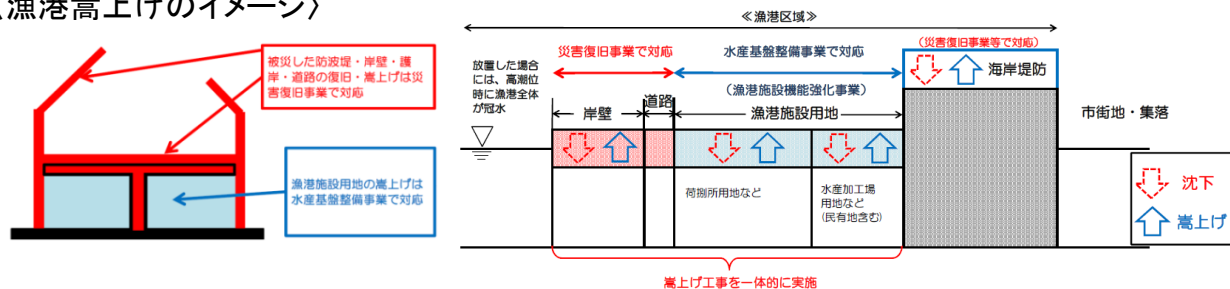
(気仙沼漁港)

- ・ 嵩上げを行うために必要となる漁港区域の拡大を実施した。
- ・ 気仙沼市が事業実施主体となり、点在する水産加工場を漁港隣接地に集約し、あわせて、地盤の嵩上げ及び排水対策を実施する方針の下で整備し、平成26年度末に完了。

【効果】

嵩上げの実施により、天候・潮位にかかわらず浸水が解消され、安全な立地環境が整い水産加工場等が再建された。残る箇所についても引き続き工事を実施する。

〈漁港嵩上げのイメージ〉



〈嵩上げ状況(石巻漁港)H25.3現在〉



(3) 漁港の復旧・復興に向けて～大船渡漁港(岩手県大船渡市)～

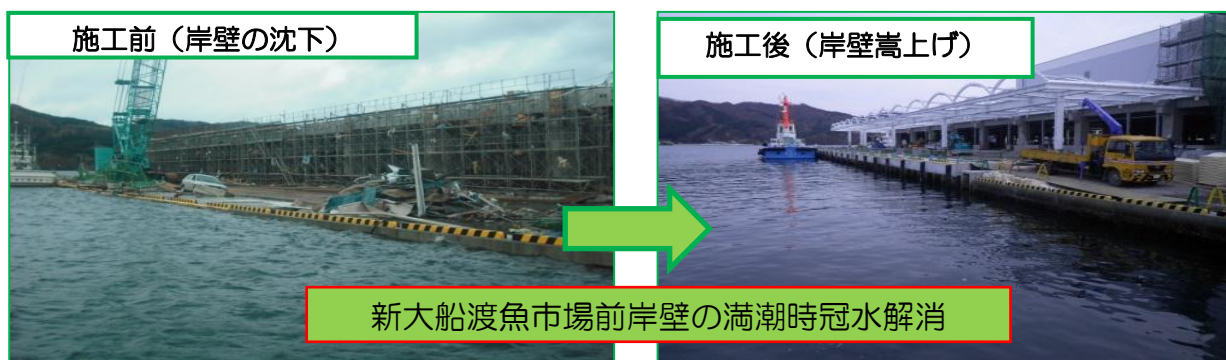
【課題】

- 平成23年3月に発生した東日本大震災津波により壊滅的な被害。
- 大船渡魚市場、製氷施設、冷蔵施設等の水産関連施設などが損壊。

位置図

【取組概要】

- 被災直後、航路・泊地等に大量のがれきが存在したため、応急工事により撤去を実施し、航路・泊地の利用を確保(H23.12)。また、沈下した岸壁・物揚場について小型船係留のため、仮嵩上げを実施(H23.12)。
- 倒壊した防波堤及び岸壁の本復旧工事に着手し、旧大船渡魚市場前の岸壁は平成25年12月から、新大船渡魚市場前の岸壁は平成26年4月から供用を順次開始。



【効果】

震災直後から迅速かつ積極的に復旧に取り組み、震災後3か月後には旧大船渡魚市場が再開、また、平成26年4月に新大船渡魚市場の一部が供用開始するなど、一定程度の水準まで復旧が進んでいる。



【今後の展開】

今後、新大船渡魚市場全部の供用開始と旧大船渡魚市場の改築を行い、産地魚市場の水揚げ強化を図る。